

弁護士保険に関する紛争解決機関における裁定委員の報酬及び申立手数料等に関する細則

(平成二十九年十一月九日)

(目的)

第一条 この細則は、弁護士保険に関する紛争解決機関の設置及び手続に関する規則(規則第百八十二号。以下「規則」という。)に基づき、裁定委員の報酬並びに申立手数料、裁定手続手数料及び見解表明手数料について定めることを目的とする。

(報酬)

第二条 規則第七条の規定に基づき、裁定委員に対して、紛争解決手続及び見解表明手続における期日を一回開催することに二万円(消費税別)の報酬を支払う。

(申立手数料等)

- 第三条 規則第十一条第五項に規定する申立手数料は、一万円(消費税別)とする。
- 2 規則第二十九条に規定する裁定手続手数料は、二万円(消費税別)とする。
- 3 規則第三十五条第三項に規定する見解表明手数料は、二万円(消費税別)とする。

(金額の改定)

第四条 第二条に規定する報酬及び前条に規定する申立手数料等の額は、弁護士保険A D Rに対する申立件数の増減等を勘案し、必要があると認めるときは、改定するものとする。

附 則

この細則は、平成二十九年十一月九日から施行する。